

令和 8 年 滑川町農業委員会 第 5 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 8 年 7 月 16 日（木）			
開 会		令和 8 年 7 月 24 日（金） 午後 3 時 55 分			
閉 会		令和 8 年 7 月 24 日（金） 午後 4 時 25 分			
議 長		北堀高茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員（13 名中 12 名出席、1 名欠席）					
1	杉 田 京 子	出 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	欠 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	-	-
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋 藤 美 津 子	出 席	1 4	贅 田 基 司	出 席
農地利用最適化推進委員（9 名中 8 名出席、1 名欠席）					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	出 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	出 席	羽尾 1・月輪	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	欠 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	3 番	赤 沼 裕	5 番	大 嶋 剛	

第 5 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 20 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 21 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 22 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、令和8年第5回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者の報告ですが、議席番号10番の田幡委員さんより欠席届が提出されておりますので、ご報告させていただきます。それから、農地利用最適化推進委員ですが、和泉・菅田地区担当鈴木推進委員さんより欠席届が提出されておりますのでご報告させていただきます。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 委員の皆さん、こんにちは。令和8年第5回の総会にお忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。毎日暑い日が続きますね。日中は作業や活動が辛いのではないかと思います。体調管理を十分気をつけていただき、委員活動や作業に取り組んでいただければと思います。それから8月17日になりますが、比企地域の女性農委員連絡会の委員さんが来年の改選に向け、女性委員の増員要望の依頼に来庁する予定です。地域の状況もありますが、できるだけ女性数を増やしたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。本日提案された議案の慎重審議をお願いして会長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

事 務 局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきますが、滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、13名中12名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和8年滑川町農業委員会第5回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の

出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中8名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号3番赤沼裕委員、議席番号5番大嶋剛委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第2議案第20号、「農地法第3条について」を議題といたします。なお、議案番号1、2につきましては、関連する案件となりますので、説明を一括としますが皆様よろしいでしょうか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 それでは番号1、2については説明を一括とします。議決については、議案ごとに行う形とさせていただきます。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第20号「農地法第3条(委員会)について」です。今月の申請件数は2件になり、関連する案件です。それでは議案書1頁、資料は議案第20号資料1と資料2と記載されているものになります。一括で説明させていただきます。番号1、申請地は、5筆、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農用地、628 m²、大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、農業振興地域内の農用地、2,095 m²、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農用地、1,048 m²、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農用地、155 m²、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農用地、290 m²、5筆合計

4, 216 m²です。譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、
□□□様です。譲受人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、
□□□株式会社代表取締役□□□様です。続いて、番号2、申請
地は、1筆、大字羽尾字堀ノ内×××番×××、畑、農業振興地域
内の農用地、301 m²。譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地××
×、□□□様です。譲受人は、番号1と同じく、〇〇〇町大字〇
〇〇×××番地×××、□□□株式会社代表取締役□□□様です。
申請事由は両案件ともに、農地取得のため、売買により所有権を
取得したいというものになります。

農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになり
ます。審査基準として同法3条2項に該当した場合には、法的に
許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等
をもとに判断となります。そのため取得する農地について、適正
に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になります。更に、今
回の案件では法人が農地の所有権を取得する場合、農地所有適格
法人の要件を満たしていないと取得できません。その要件であ
る、法人の組織が、農業協同組合法に基づく「農事組合法人」、会
社法の「株式会社、公開会社でないものに限る又は持分会社」の
いずれかであること。主たる事業が農業であること。当該法人の
農業に年間150日以上常時従事する者等の議決権の合計が、総議
決権の過半を占めること。経営責任者、株式会社にあつては取締
役の数の過半をその法人の農業に常時従事する者である理事等
で占めること。以上の要件を満たしていることを、事前に事務局
で確認しております。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告
を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明
をお願いいたします。

5 番 4班班長5番の大嶋です。現状調査の結果につきまして報告い
たします。7月19日、日曜日、午前8時より、農業委員4名、農
地利用最適化推進委員2名で、現地調査を実施いたしました。な
お、詳細につきましては、担当委員であります赤沼委員に説明を

お願いいたします。

3 番 4班3番赤沼裕です。現地調査の結果について報告をします。

ただいま班長から説明がありましたが、7月19日、日曜日に、申請地の現地確認を行いました。土地の所在等につきましては、先ほど事務局から説明のあった通りでございます。申請地の位置は、□□□入り口を左折して約×××km先の□□□のところの信号を右折して、約×××m先の右側にある南斜面の傾斜地の畑です。申請の内容は、現在耕作することが困難になった畑を売買により取得して、ブドウの栽培を行いたいというものであります。申請の理由については、理由書に基づいて説明をいたします。今般、農業（ぶどうの栽培）を始めたいので、農地法の適格法人として、□□□株式会社を立ち上げました。ぶどう栽培に適した広い土地を探していたところ、□□□様から、高齢になり、耕作できないので、営農の縮小を数年前より考えていたので、自分の土地を利用してほしい旨のお言葉をいただき、ぶどう栽培に大変適しているので、購入することにしました。また、□□□様が所有している土地は、□□□様の土地に隣接している重要な土地なので、□□□様に申し入れたところ、やはり高齢になり、耕作がなくなったので、有効に土地を利用していただけるならば、私の土地を譲渡しても良い旨の回答を得たので購入することにしました。以上のような内容でございます。申請者の□□□さんは、現在、〇〇〇町〇〇〇字〇〇〇地内と〇〇〇町でぶどうの栽培を行っており、今回新たに法人を設立し、農地を取得するということであります。それから農機具については、軽トラック1台、草刈り機3台を所有しています。申請地は、現在の所有者が高齢等により耕作することが難しくなったので他の耕作できる方に譲り、引き続き耕作してもらいたいというものであります。今後、遊休農地の拡大を防止する意味でも、新たな耕作者が必要になってくるものと考えられます。従いまして本案件につきましては、特に問題はないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。ほかにございますか。

推進委員 ○○○担当、推進委員の□□□です。申請地の東側には宅地と畑が接していますが、家の外周および宅地の軒先にある畑には、ブロック塀が設置してありますので問題はないと思われます。また、西側には1軒家がありますが、申請地と家の間に道がありますので特に問題はないと思われます。

議 長 ほかにございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、議案第20号番号1について、申請のとおりで許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第20号番号1については、申請のとおり許可と決定致しました。続いて議案第20号番号2について、申請のとおりで許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第20号番号2については、申請のとおり許可と決定致しました。日程第2議案第20号は以上になります。

議 長 日程第3、議案第21号「農地法第5条について」を議題と致します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第21号「農地法第5条(知事)について」です。今月の申請件数は1件です。それでは議案書2頁、資料は議案第21号資料1-①から②と記載されているものになります。それでは説明致します。番号1、申請地は、5筆、大字○○○字○○○×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、20㎡、大字○○○字○○○×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、300㎡、大字○○○字

〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、67 m²、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、251 m²、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、36 m²、5筆合計 674 m²です。農地の区分は、10ha 未満の小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市〇〇〇×××番地、□□□有限会社代表取締役□□□様です。転用事由ですが、売買により所有権を取得し、分譲住宅2棟を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

5 番 4班班長5番の大嶋です。現地調査の結果につきまして報告いたします。7月19日、日曜日午前8時より、農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名で、現地調査を実施いたしました。調査につきましては私が担当ですので、続けて説明させていただきます。申請場所は、□□□から北に向かい、信号を右折し、町道×××号線を約×××mの信号手前右側のところです。本物件につきましては、既に隣接する土地は開発されており、宅地分譲が進んでいる地点の土地で、昨年10月にも申請された土地の一部となります。他に候補地がありましたが、所有者に承諾がもらえませんでした。理由書がありますので、読み上げさせていただきます。この度、埼玉県比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、×××番×××、×××番×××、×××番×××、×××番×××、×××番×××、町道の一部に専用住宅を建築するのにあたり、理由書を説明させていただきます。現在、申請地は畑として利用しておらず、地主様の仕事が多忙なことから、今後も農業や除草作業を行うことが難しく、荒地になることを懸念し、土地を手放したいとの相談がありましたので、今回の計画に至りました。今回、20から30代ファミリー層に向けた2から3区画分譲住宅の計画で当会社があります〇〇〇市〇〇〇周辺においても土地を探して

おりましたが、希望に合った土地がなかなか見つからなかったため、他の市町村も視野に入れ土地を探しておりましたところ、お話をいただきましたので、この土地を選定させていただくことになりました。申請地につきましては、白地の第二種農地、また、法第34条第11号区域となっており、近隣の農地にも影響を及ぼさないと考えております。また、隣接地に農地はなく、住宅も建ち並んでおり、上下水道も整備されていることから、住宅用地として適切であると考えております。また、今回、建設地に町道×××号線の一部が含まれておりますが、使用未開始道路の廃止手続きを行わせていただくことになっており、町とは協議済みの上、各種許可申請を行わせていただいております。以上の理由により、住宅用地として各種許可申請を行わせていただきますので、何卒お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。探した土地は、〇〇〇市〇〇〇×××番×××、〇〇〇市大字〇〇〇×××番×××と×××、両方とも所有者から承諾がもらえなかった。申請者、□□□有限会社代表取締役□□□様です。隣接地には農地もなく、上下水道も整備されています。添付書類として土地利用計画図、建築計画図、資金調達計画書、工事見積書があります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

推進委員 〇〇〇推進委員の□□□です。申請地は、農業振興地域以外の場所にあり、宅地化が進んでいる箇所です。周辺に農地は少なく影響は現在ないと思います。本申請に関する意見は以上です。

議 長 ほかにございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 21 号番号 1 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第 3 議案第 21 号は以上になります。

議長 日程第 4、議案第 22 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 22 号「農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」を説明いたします。届出案件は 1 件になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、説明させていただきます。議案書の 3 頁、資料は議案第 22 号資料 1 と記載されているものをご用意ください。番号 1、所在地は大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、646 m²になります。位置については資料のとおりとなります。届出者ですが、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による所有権取得によるものです。受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは議案第 22 号の質疑を終了いたします。日程第 4 は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 8 年第 5 回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れさまでした。委員の皆様には、慎重

審議ありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、杉田職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理 令和8年第5回総会を終了したいと思います。皆さんお疲れ様でした。本日はたくさんの議題がありました。慎重審議ありがとうございました。お世話になりました。以上を持ちまして第5回総会を閉会といたします。

事務局 委員の皆様、慎重審議をありがとうございました。以上を持ちまして第5回総会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和8年8月25日

議 長 北堀 高茂

署名委員 赤沼 裕

署名委員 大嶋 剛